

日本・キューバ租税条約交渉か？

1 はじめに

平成27年5月2日、岸田外相が、キューバの首都ハバナでフィデル・カストロ前国家評議会議長、ラウル・カストロ国家評議会議長、閣僚評議会のカプリサス副議長、ロドリゲス外相と会談したことが報道された。特に、カプリサス副議長との会談には、日本の企業関係者による使節団20名以上が同席し、岸田外相からは、「マリエル開発特区や新外国投資法がどのように活用されるか注視している。」の発言があったほか、同席していた日本企業関係者からは、キューバへの関心の高さが表明されるとともに、若いエンジニアなどの研修受け入れの用意、キューバとの経済関係強化に当たってのキューバ側への要望が伝えられた。

2 岸田外相のキューバ訪問の背景

今回の外相のキューバ訪問の背景には、米国とキューバの国交正常化への動きが影響しているのは明らかであろう。2014年（平成26年）12月17日、オバマ大統領は、1961年（昭和36年）1月3日の国交断絶以来（ケネディ大統領の就任は1961年1月20日）、外交関係が断絶していたキューバと国交正常化に向けた交渉を始めると発表した。そして、オバマ大統領とキューバのラウル・カストロ議長は、2015年（平成27年）1月から両国が国交正常化交渉を開始すると発表した。そして、同年4月11日、オバマ大統領とラウル・カストロ議長は、パナマにおいて会談を行ったのである。このような米国・キューバの国交正常化への動きに対して、日本の企業関係者の対キューバ投資への関心があり、同年3月11日、東京のジェトロ本部において、キュー

バ投資に関するセミナーが開催され、来賓として、今回岸田外相と会談した閣僚評議会のカプリサス副議長が挨拶し、「キューバ共和国のビジネス投資インセンティブ」と題して、キューバ共和国の外国貿易・外国投資省海外投資局長であるデボラ・リバス・サベドラ氏が講演を行っている。

3 キューバの税制

(<http://www.jetro.go.jp/world/qa/04J-010007.html>, accessed 2015.5.4)

法人税制では、法人税率が、合弁企業と非法人型合弁事業の場合は30%（外国投資法第38条、39条）、100%外資企業の場合は35%（財務価格省省令第379号、2003年）で、天然資源開発の場合、50%まで税率が上がる可能性がある。また、個人所得税は、超過累進税率方式で10%から50%となっている（財務価格省省令第24号、1995年）。さらに、労働力使用税が賃金総額の11%、社会保障納付金が賃金総額の14%である。そして、投資優遇措置外国投資法第43条によれば、投資条件やキューバ側の優先分野など勘案し租税上の優遇措置の可能性がある。

上述した岸田外相のカプリサス副議長との会談における「マリエル開発特区や新外国投資法がどのように活用されるか注視している。」という発言は、この租税上の優遇措置に対するキューバ側の出方を探る意味の発言ともとれるのである。

4 なぜ、キューバが注目されるのか

(1) 対米国輸出の基点

日本にとって米国は、重要な貿易相手国である。古くは、日本で生産した製品を米国に輸出

Topics of International Taxation

していたが、日米間の貿易摩擦が生じたことで、米国における現地生産が増加したことは周知の事実である。他方、米国における人件費、法人税等の高コストをどのように回避するのかという問題も生じたのである。今回のキューバへの日本企業の注目は、米国をはじめとする米州全体の貿易基点としてのキューバを想定したものといえよう。日本企業は、これまで、米国本土以外に、その周辺国に貿易上の拠点を設けている。

(2) メキシコのマキラドーラ

この制度は、1965年に創設され、当初、メキシコに低賃金の豊富な労働力があることから、米国とメキシコ間の関税等について優遇措置を講じて、米国とメキシコの国境地帯に米国企業を誘致して製品の組み立て等を行い、米国に輸出することを目論んだものである。しかし、実際には、米国以外の企業（日本企業の進出も多い）が多く進出してしまう結果となった。1994年に発効したNAFTA（北米自由貿易協定）により、マキラドーラの活用は進展したが、近年では、その活動に陰りがみられるようになった。2014年度のメキシコの税制改正では、マキラドーラ企業への適用税率が従前の17.5%から通常の法人税率である30%に改正されると共に、マキラドーラ企業は移転価格税制の適用上、課税所得に関するセーフハーバールールか、APAの要件のいずれかを満たすことが必要となった。

(3) パナマのコロン自由貿易地区 (Zona Libre de Colon : 略称ZLC) (1948年制定)

(https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/pa/invest_03.html, accessed 2015.5.4)

ZLCに登録する企業数は、約3,000社を数え、西半球最大の自由貿易地帯である。ここを利用する主たるメリットは、固定資産税の10年間免除、輸出入税の免除、再輸出品の販売による利益への所得税免除、その配当に対する低率課税（5%）である。なお、パナマの税制は、居住法人に対して属地主義という国内源泉所得のみ

の課税であり、基本税率は25%、配当に対する源泉徴収税率は通常10%である。しかし、近年、ZLCの利用は低下傾向にあるという見方も出ている。

(4) 日本・プエルトリコとの租税条約

プエルトリコは、米国の属領であり、米国から経済的な援助を受けてきた。昔の話になるが、プエルトリコに拠点を置く企業は米国の税制上も優遇措置が受けられる時期があり、製薬会社がこの制度を利用して移転価格課税の適用を受けた事例もある。日本は、この時期、プエルトリコと租税条約を締結する動きがあったことが米国の税務専門誌で報道されたことがある。日本とプエルトリコの思惑は、日本側としては、対米国進出の拠点として税負担の軽いプエルトリコに進出することに利点があり、日本企業の進出を歓迎したいプエルトリコ側と利害が一致したのである。プエルトリコは、米国の属領であり、自治権があることから独自の税制を有することができる。また、日米租税条約の適用対象外であることから、グアム等と同様の状況にあるといえる。しかし、この条約交渉は、条約に対する承認権限を有する米国上院の反対にあり、日の目を見なかったということである。

(5) 今後の動向

以上のような、米国を取り巻く地域において、対米投資に有利な拠点を確保することは対米ビジネスにとって重要な事項である。仮に、今後、外資導入を図りたいキューバと対米投資の拠点確保という日本側の思惑が一致すれば、租税条約を含めた各種の通商上の協定が締結されることは予測できる事柄といえる。今後、米国・キューバの交渉の経緯を視野に入れつつ、日本は、どのような政策を展開するのか注目されるところである。

中央大学商学部教授

矢内 一好